

「市民活動支援事業」を募集 ～市民協働のまちづくりをめざして～

「市民活動支援事業」の平成 30 年度の募集を開始します。この事業は福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成、その他社会貢献に係る分野で活動する団体に対して、活動の際に必要な経費の一部を助成するものです。

1 支援方法

新規団体の立ち上げ支援の充実と活動を続けている団体の更なる自主・自立運営に向けて、制度改正を行いました。なお、旧制度で支援金を受けたことがある団体または設立 2 年以上の団体には経過措置を設けています。

①経過措置

支援金の種類	支援金の上限額	経過措置の期限
(1)一般的な事業	5 万円	平成 32 年度まで
(2)効果が顕著と認められる事業	20 万円	平成 30 年度まで

(2)を申請した場合でも、平成 31 年、32 年の 2 年間は(1)への申請が可能です。

②立ち上げ支援型・協働型

支援金の種類	支援金の上限額	支援金の交付回数
(1)立上げ支援型 (設立 2 年未満かつ現制度で 支援金を受けていない団体)	初回 10 万円 2 回目以降 5 万円	3 回
(2)協働型※	支援対象経費の 2 分の 1	制限なし

※協働型とは、行政と協働し市の課題解決に向けた事業を行う団体への支援金です。

2 支援の対象となる団体

- ・ 2 名以上（立上げ支援型・協働型は 5 名以上）で構成され、市内在住の方が半数以上であること。
- ・ 団体の事務所の所在地または代表者の住所が市内にあること。
- ・ 市内で市民活動を行っていること。
- ・ 団体構成員以外の人に対する活動(事業)を年間※12 日以上行うこと。
※年間とは、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- ・ 市から他の委託料および補助金を受けていないこと。

3 支援の対象となる経費

事業をするための直接経費です。

例) チラシなどの印刷代、会場使用料、活動資材の購入費、郵便代など

4 応募方法

- (1) 申請書 各市立公民館・三木南交流センター・市民活動センター・市役所市民協働課窓口にある申請用紙に必要事項を記入し応募してください。
申請書は、市のホームページからもダウンロードできます。
- (2) 受付期間 7月2日(月)～8月30日(木)
月曜～金曜、午前8時30分～午後5時(祝日を除く)
今年度の募集は上記期間の一回のみです。
- (3) 受付場所 各市立公民館・三木南交流センター・市民活動センター・市役所市民協働課窓口(FAX、電子メール、郵送不可)
採否決定通知書は、9月下旬～10月上旬の発送を予定しています。

問い合わせ先 三木市市民生活部市民協働課
電話0794-82-2000 (内線2497、2498)